

公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

物質又は項目		基準値	特定施設のある工場・事業場		特定施設のない工場・事業場	
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
下水道施設のおそれがあるもの 機能低下や	1 温度	45 度未満	※※※	※※※	※※※	
	2 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/l 未満	***	***	※※※	
	3 水素イオン濃度	5 を超え9 未満	***	※※※	※※※	
	4 生物化学的酸素要求量	600 mg/l 未満	***	◇◇◇	◇◇◇	
	5 浮遊物質量	600 mg/l 未満	***	◇◇◇	◇◇◇	
	6 n-ヘキサン抽出物質含有量	イ 鉱油類含有量	5 mg/l 以下	***	※※※	※※※
		ロ 動植物油脂類含有量	30 mg/l 以下	***	◇◇◇	◇◇◇
	7 沃素 消費量	220 mg/l 未満	※※※	※※※	※※※	
8 ニッケル含有量	1 mg/l 以下	※※※	※※※	※※※		
処理場において処理する事が困難なもの	9 カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l 以下	***	***	※※※	
	10 シアン化合物	1 mg/l 以下	***	***	※※※	
	11 有機リン化合物	0.2 mg/l 以下	***	***	※※※	
	12 鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下	***	***	※※※	
	13 六価クロム化合物	0.5 mg/l 以下	***	***	※※※	
	14 砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下	***	***	※※※	
	15 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下	***	***	※※※	
	16 アルキル水銀化合物	検出されないこと	***	***	※※※	
	17 ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下	***	***	※※※	
	18 トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	***	***	※※※	
	19 テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	***	***	※※※	
	20 ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下	***	***	※※※	
	21 四塩化炭素	0.02 mg/l 以下	***	***	※※※	
	22 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下	***	***	※※※	
	23 1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l 以下	***	***	※※※	
	24 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下	***	***	※※※	
	25 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下	***	***	※※※	
	26 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下	***	***	※※※	
	27 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下	***	***	※※※	
	28 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名:チウラム)	0.06 mg/l 以下	***	***	※※※	
	29 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (別名:シマジン)	0.03 mg/l 以下	***	***	※※※	
	30 s-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名:チオベンカルブ)	0.2 mg/l 以下	***	***	※※※	
	31 ベンゼン	0.1 mg/l 以下	***	***	※※※	
	32 セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下	***	***	※※※	
	33 ほう素及びその化合物	10 mg/l 以下	***	***	※※※	
	34 ふっ素及びその化合物	8 mg/l 以下	***	***	※※※	
	35 1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下	***	***	※※※	
	36 フェノール類	0.5 mg/l 以下	***	※※※	※※※	
	37 銅及びその化合物 ※	3(1) mg/l 以下	***	※※※	※※※	
	38 亜鉛及びその化合物 ※	2(1) mg/l 以下	***	※※※	※※※	
	39 鉄及びその化合物(溶解性) ※	10(3) mg/l 以下	***	※※※	※※※	
	40 マンガン及びその化合物(溶解性)	1 mg/l 以下	***	※※※	※※※	
41 クロム及びその化合物	2 mg/l 以下	***	※※※	※※※		
42 ダイオキシン類	10 pg-TEQ/l 以下	***	***	※※※		

- 備考 1. *** 内は、基準値を超える水質の下水を排除することが禁止されており、違反した場合は直ちに処罰されます。
 (『直罰規制』法第 12 条の 2, 条例第 11 条)
2. ※※※ 内は、基準に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。
 (『除害施設設置等の規制』法第 12 条, 法第 12 条の 10, 条例第 8 条)
3. ◇◇◇ 内は、排水量が 20m³/日以上以上の事業場に備考 2. が適用されます。
 (『除害施設設置等の裾切り規制』条例第 8 条第 3 項)
4. ※の項目の基準値は、下記の濃度以下(mg/l以下)となります。

	中部処理場へ排除する場合					北部処理場へ排除する場合				
	特定施設あり				特定 施設 なし	特定施設あり				特定 施設 なし
	新設		既設			新設		既設		
	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満		50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	
銅及びその化合物	3	3	3	3	3	1	1	3	3	1
亜鉛及びその化合物	2	2	2	2	2	1	1	2	2	1
鉄及びその化合物 (溶解性)	10	10	10	10	10	3	3	10	10	3

新設とは、昭和 46 年 11 月 1 日以降に設置された事業場(昭和 46 年 11 月 1 日以前から建設工事中であったものを除く。)を指します。